申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の	内 容	土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に係 る優良宅地の認定(個人・長期)
	去令及び	条 項	租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ
所 管	部課	係 名	まちづくり未来部都市計画課開発指導係
審			(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の
			長期譲渡所得の課税の特例)
			租税特別措置法第31条の2
			2 前項に規定する優良住宅地等のための譲渡とは、次
			に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令
			で定めるところにより証明がされたものをいう。
			(14) その宅地の造成につき開発許可を要しない場合に
			おいて住宅建設の用に供される一団の宅地(次に掲
			げる要件を満たすものに限る。)の造成を行う個人
査			(当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関す
			る事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者
			が当該造成を行う場合には、当該死亡した個人又は
			当該相続人若しくは包括受遺者。第5項において同
		<i>t</i>	じ。)又は法人(当該造成を行う法人の合併による
	関 係 ! 	条 項	消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該
			合併に係る法人税法第2条第12号に規定する合併
			法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅
			した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法
基			人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ
			当該分割に係る同条第12号の3に規定する分割承
			継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法
			人又は当該分割承継法人とする。第5項において同
			じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土
			地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(第6号
			から第8号まで若しくは第12号に掲げる譲渡又は
			政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。)
			ハ 当該一団の宅地の造成が、住宅建設の用に供さ
<i>></i> /#±			れる優良な宅地の供給に寄与するものであること
準			について政令で定めるところにより都道府県知事

		の認定を受けて行われ、かつ、当該認定の内容に 適合して行われると認められるものであること。
		未設定 (処分の先例がない等、具体化することが困難なため)
	基準	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	未設定 (処分の先例がない等、具体化することが困難なため)
準処理期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)